

岐阜県内の『能』に関する資料紹介

曾我孝司

An Introduction of Historical Materials for NOH dram in Gifu Prefecture

Takashi SOGA

はじめに

岐阜県の奥美濃地方から滋賀県へと繋がる白山山系の山麓の寺社には古面（註1）が数多く残されている。「翁」「黒色尉」「父尉」「延命冠者」などの翁猿楽に使用された面や「尉」「若い女」「若い男」「小面」「中将」「童子」等の神の依代を表現する猿楽に使用されたと思われる面である。これらの面は制作された当時の彩色は落ちてはいるが原型をほぼ留め、宝物として寺社で大切に保管されている。

県内各地に残されたこれらの能面や能に関する資料や記録等はほとんど残されていない。本論では岐阜県の寺社に伝わる能面とその関連資料を紹介することで県内の能楽研究の広がりを期することを目的とする。

本論

1 観世一座の石徹白下向に関する資料

郡上郡白鳥町石徹白の白山中居神社には「父尉」「若い女」の面が4面残されている。「父尉」の面裏にはく日与十郎作の墨書が、また「若い女」にはく天正八二月八十柴山喜蔵白山崇の墨書が記されている。「若い男」「老女」の2面については墨書、刻銘等はない。これらの古面の使用や神事能についての記録は残っていない。

当地で能に関する記録で唯一残されているのが下記
の石徹白徳郎家に残された文書である。（写真1）

就観世太夫一座下向出銭事
合式百文者 但新給也
右請取申所如件
弘治参年十月十一日
相波藤右衛門尉
景定（花押）
小泉藤右衛門尉
長利（花押）
石徹白彦五郎殿

越前一乗谷の朝倉の家臣が連署で観世大夫一座下向に際しての費用を受領した由、石徹白彦五郎に差し出した請取状である。この請取状から石徹白において観世座による演能の会が催されたこと、そして勧進元が越前の領主朝倉氏であること、下向の観世座の大夫は大永二年（1522）より元亀元年（1570）まで大夫職を勤めた七代目観世左近元忠であること、そして式百文の金額が勧進元の朝倉氏の奉行に支払われていることがわかる。

2 寛永卯月本について

岐阜県郡上郡石徹白の石徹白徳郎家にはまた、寛永六年（1629）に刊行された「寛永卯月本」が残されている。（写真2・3）濃紺の表紙で縦23cm、横17cmの袋綴の半紙本である。五番綴じになっており、色紙型の題簽にく加賀く老松くありとおしくしらひげく高砂くが五行に並べて書かれている。観世黒雪の自筆を模刻したものである。奥書は次のとおりである。

右百番之本者観世左近
大夫入道暮閑章句付以合加
奥書之本写之畢
寛永六年

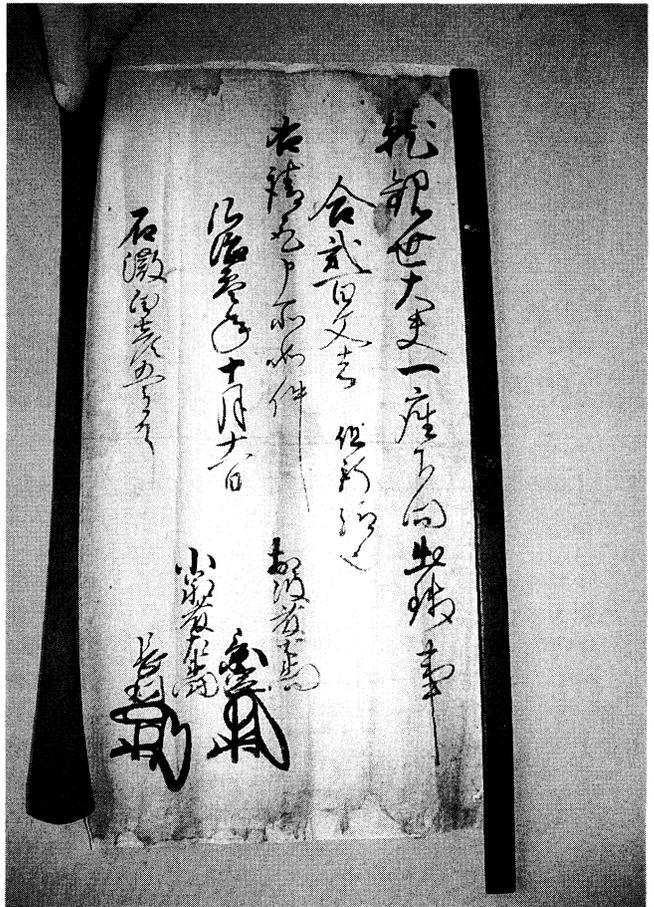


写真1 古記録

卯月 日

謡いは慶長年間頃から盛んになり、以降印刷技術の発達もあり謡本が多く刊行されるようになった。郡上郡白鳥町石徹白は古くは越前の大野郡に属し、戦国期においては朝倉氏との関係も深く、一乗谷の文化の影響を受けていた。表紙につけられた題簽の石徹白在住の3名はいっしょに謡を楽しんだ仲間と思われる。この「寛永卯月本」によって石徹白では弘治三年以来、「能」が地域の階層に根付き、その伝統が連綿として受け継がれてきていたことがわかるのである。



写真2 表紙

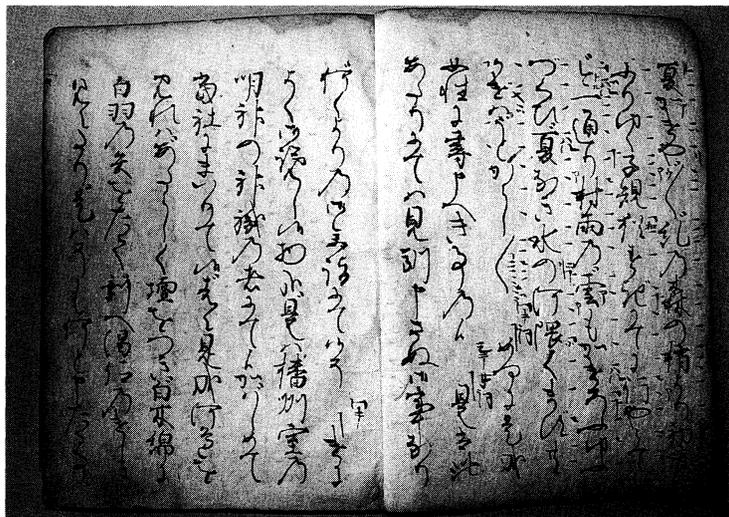


写真3

3 「こたら」の演能会に関する古記録について（註2）

弘治三年（1556）の観世一座一行の石徹白下向から約10年後の永禄九年（1566）、荘巖講執事帳永禄九年の付記に次のような能に関する記録が書き留められている。

其時永禄九年丙寅七月二十三日、夜遠藤大隅守・遠藤六郎左衛門風流被仕、

郡内不事万民満足不過之候、然処ニ寺門若輩十二人罷下候、二十一日ニこたらまで罷下、二十二日こたらにて能三番、一番嵐山・二番野々宮。三番せかい、役者之事

経聞坊・大本覚坊・千仏坊・本覚坊・宝憧坊・中納言・美濃大納言・少貳・松泉坊以上。

郡内が政治的に安定し、人心も落ち着いてきていること、郡上の領主遠藤大隅守・遠藤六郎左衛門の両遠藤氏により所領の「こたら」にて長滝寺の坊中の僧十二人が能の役者として演能会が催されたとの内容である。

当日の番組編成は一番の嵐山は本脇能物、二番の野々宮（野宮）は本三番物、三番のせかい（是界）は本五番物の切能であり、番組編成に準拠すれば脇能立て真式による三番立番組である。一日三番の番組立ての余裕を持った演能会であり、また、世阿弥の序破急の法則を踏まえた本格的な番組立ての能でもある。

演能場所は「こたら」の遠藤善兵衛、宗兵衛の居館、八坂神社そして南宮神社等が推定される。

4 大和五郎大夫の長滝寺における法楽の能に関する古記録について

永禄十一年（1568）八月二十一日越前より大和五郎大夫が長滝寺に入り法楽の能を行っている。

永禄十一年八月二十一日、越前ヨリ大和五郎大夫罷越法楽仕候、初日ニ能七番、次日同七番仕候、郡内之衆数多御見物ニ候、郡内モ無為ニして世上一段ツツロキ以珍重ニ存候経聞坊良雄大ツツミを出候て打候、同笛等覚坊弟子式位公、太鼓ハ真如坊弟子大納言打候

大和五郎大夫と長滝寺の僧による七番の能の上演である。囃子方は長滝寺の僧が担当している。また、若宮家文書「修正延年並祭礼之次第慶安元年三月十一日」には下記の記録が残されている。

六日祭の作方 先越前の大和五郎大夫十二月ニ当地ニ来り、極月二十五日

寺家衆も稽古して七番の能有 則祭礼は六日の夜也 是も天文の比より能は懈怠也

天文期（1532～1554）以前まで、長滝寺では越前より大和五郎が十二月に当寺を訪れ、僧等に能舞の指導を行い、そして七番の能が僧等によって六日祭り（延年）の夜に催されていたとの記述である。この記述より長滝寺では六日祭りの演能のために大和五郎大夫の能舞の指導が毎年恒例化されていたことがわかる。

5 岐阜県郡上郡八幡町小野の八幡神社の「能面」

岐阜県郡上郡八幡町小野に鎮座する八幡神社には能面が2面残されている。「べしみ」「女」の各面である。(写真4・5) 八幡神社の創建は永禄二年(1559), 八幡城主の遠藤盛数が築城の際に山頂の祠を現在地に移し祭祀したのが始まりである。以降, 八幡神社は歴代の八幡城主



写真4 女面

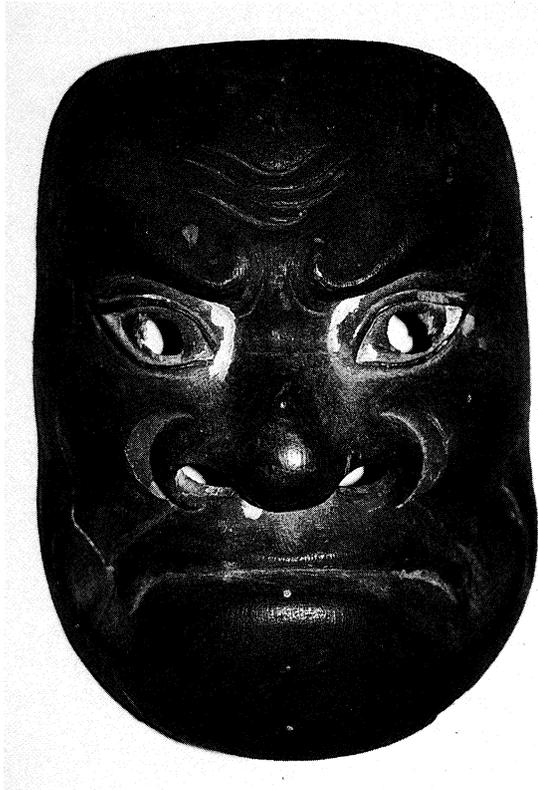


写真5 べしみ面

の祈願所となってきたのである。

黒色に彩色された「べしみ」の面裏には<一>の刻印が残されている。「女」面には刻印等は残されていない。歯は上歯のみであり, 口元は女面特有の雰囲気醸し出している。毛筋は彩色が剥落して定かではない。2面とも能面の様式が固定化される以前の古面であり, 洗練された作りの面である。八幡神社には他に歴代の城主や藩士が奉納した刀, 甲冑, 絵馬等が所蔵されており, この古面も神社に奉納されたものと思われる。しかし, 2面がどのような経路で, 誰によって八幡神社に奉納されたかについては不明である。

6 岐阜県美濃市本住町の「べしみ」面

美濃市本住町の町内会には紙で作られた能面が2面残されている。2対の「べしみ」面である(写真6)。2面ともに木箱に収納されており, 箱の蓋には<寛永拾四年><上有知村老番町中町>の墨書が残されている。2面は町内会によって保管されている。

能面は毎年8月15日の八幡神社の祭礼(美濃まつり)に使用されている。当日の試楽の朝, 本住町の祭りの当元が能面と延宝三年(1675)作の獅子頭を奉持し, 氏神である八幡神社に供え, 参拝するのである。それが終了すると能面と獅子頭は当元の家を持ち帰られ, 試楽, 本楽の2日間人々に披露される。本楽には町内各所の氏子によってねりもの, 山車の競演が行われ, また花みこし, にわかも練り出し祭りは最高潮に達するのである。



写真6 べしみ

八幡神社には土岐弾正が越前の南朝方との戦いの折り戦勝祈願をしたとの言い伝えがあり、天正16年(1588)日付の地元領主による弥宣屋敷寄進の証文も残されており、南北朝期以降集落の精神的支柱として人々に信仰されてきたと思われる。

7 土岐市鶴里町柿野の白鳥神社の棟札について

鶴里町柿野は土岐市の南部にあり、足利時代妻木氏の領有するところであった。江戸時代には名古屋、瀬戸へ抜ける中馬街道が通り、交通の要所として栄えた。郷社白鳥神社の創建は不明であるが王朝時代に従五位下柿野大明神と称されていた。嘉吉年間に一度再建されていると思われる。この神社には多くの棟札が残されており、その一つの嘉吉二年(1442)の棟札の表に下記のような銘文が墨書されている。

政所武藤右衛門五郎

本社上葺上棟嘉吉貳年 壬 霜月廿七日
大工大井ノ九郎つき方ノ御ウイノキニリヲリ
カワセンノツナモ
勧進檀那沙弥長徳祢宣左近太夫 同方堅ノ
猿楽光増兵衛次郎末代コノレイニマカセラレル
へき

白鳥神社の上棟式で「方堅め」の猿楽が光増兵衛次郎により演じられていたことがわかる。「方堅め」は鎌倉時代の猿楽では鎮めの呪法として呪師など、陰陽系の者によって寺社の猿楽で行われていた。猿楽芸の中にはこの作法を取り入れた部分が残っている。特に伊勢猿楽の三座により演じられ、翁猿楽の母胎となった呪師芸の名残として注目されている。

8 岐阜県加茂郡富加町加治田の伊和神社の「べしみ」面

加茂郡富加町加治田の伊和神社には能面「べしみ」が一面所蔵されている(写真7)。朱塗りのやや小ぶりの面である。彩色の剥落はなく、刻銘、墨書等は見あたらない。「べしみ」面が所蔵されている伊和神社では古くより田の神まつりが行われてきている。この祭りの六番目の「翁」の段で「べしみ」面は使用される。「べしみ」の面をつけた役者がく大人たちは何が目出度い云々、めでたいことにとりては正月こしば小松を、二月のつほみ云々の四季・四方揃えに類似した祝言の詩をゆっくりと謡うのである。「田の神祭り」は五穀豊穡、村内安全を願う田楽系の神事であり、天正四年(1576)加治田竜福寺文書には「村田楽」との記載も見られる。

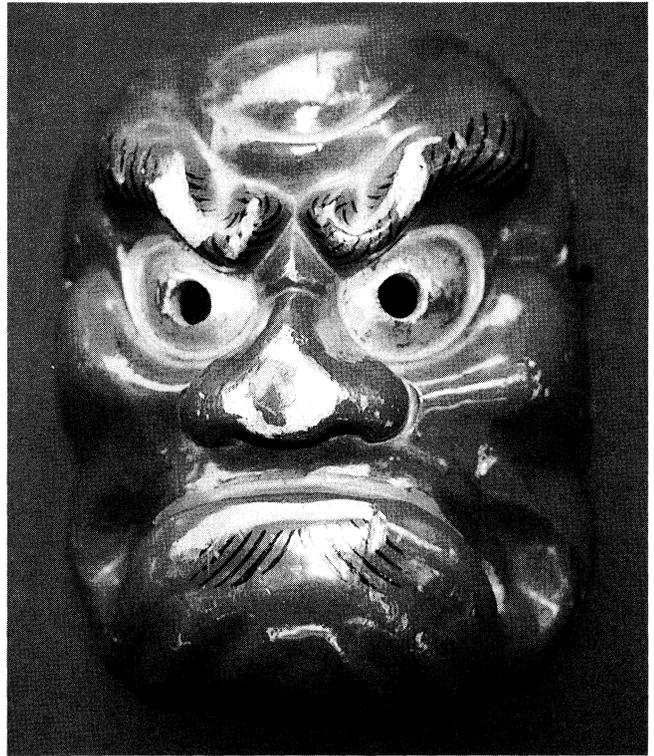


写真7 べしみ

註

註1 岐阜県内で古面が所蔵されている神社は下記のとおりである。詳しくは岐阜県博物館調査研究報告第1号を参照されたい。

住所	神社名	所蔵古面の数
1 郡上郡白鳥町石徹白	白山中居神社	4
2 二日町	長滝白山神社	25
3 郡上郡八幡町小野	八幡神社	2
4 美濃市須原	洲原神社	3
5 本住町	本住町内会	2
6 関市南春日	春日神社	61
7 加茂郡富加町加治田	伊和神社	1
8 山県郡美山町	篠座神社	3
9 本巣郡根尾村能郷	白山神社	21
10 神所	春日神社	6
11 揖斐郡久瀬村日坂	春日神社	21
12 小津	白山神社	26
13 揖斐郡春日村種本	六社神社	5

註2 遠藤善兵衛、宗兵衛所領の「こたら」は現在の郡上郡八幡町の小駄良川流域の付近である。「こたら」郷も最終的には八幡城主の所領として包含されることになる。